

平成 26 年 度

田川市行政監査（前期）結果報告
（基金の管理状況について）

田川市監査委員

田 監 第 106 号

平成 27 年 1 月 15 日

田 川 市 議 会 議 長	香 月 隆 一 殿
田 川 市 長	伊 藤 信 勝 殿
田川市教育委員会委員長	神 崎 陽 子 殿
田川市選挙管理委員会委員長	小 島 克 己 殿
田川市農業委員会会長	高 熊 嘉 則 殿

田川市監査委員 村 上 耕 一

田川市監査委員 小 林 義 憲

平成 26 年度田川市行政監査結果報告書（前期）の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき行政監査を実施した結果について、同法同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を決定したので提出します。

目 次

第1 監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 監査の目的	1
3. 監査の対象部署	1
4. 監査の範囲	1
5. 監査の期間	1
6. 監査の方法	1
7. 監査の着眼点	1

第2 監査の結果

1. 基金の概要について	2
2. 基金条例の見直しについて	2
3. 基金の運用について	5
4. ふるさと寄附金について	10
5. 田川市公金運用協議会について	10

第3 各基金の概要等

1. 田川市財政調整基金	11
2. 田川市減債基金	12
3. 田川市市営住宅基金	13
4. 田川市育成事業基金	14
5. 田川市下水道施設整備基金	15
6. 田川市ふるさと人づくり基金	16
7. 田川市高齢者等保健福祉基金	17
8. 田川市文化振興基金	18

9. 田川市ふるさと水と土保全基金	19
10. 田川市特定農業施設管理基金	20
11. 田川市近代化産業遺産保存活用基金	21
12. 田川市廃棄物処理施設整備基金	22
13. 田川市さわやかまちづくり基金	23
14. 田川市地域雇用創出推進基金	24
15. 田川市平成筑豊鉄道経営安定化基金	26
16. 田川市バス路線維持・充実対策基金	27
17. 田川市防災まちづくり基金	28
18. 田川市世界記憶遺産保存活用基金	29
19. 田川市猪位金小中一貫校教育振興基金	30
20. 田川市国民健康保険財政安定化基金	31
21. 田川市急患医療事業基金	32
22. 田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金	33

第4 指摘事項等

1. 共通の指摘事項	34
2. 個別の指摘事項	35

第5 まとめ	36
--------	----

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施しました。

2. 監査の目的

基金とは、地方公共団体が特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられるものであり、本市においては、地方自治法第241条及び田川市財務規則第51条の規定に基づき基金を設置及び管理しています。また、「田川市公金の保管・運用方針」で基金の運用法等について定めています。

本市の基金については、監査からの指摘等を踏まえ、平成22年度から現行のあり方となっておりますが、これらの基金が適切に管理されているか等について、今回監査を実施することにより、基金管理事務の改善に資することを目的としました。

3. 監査の対象部署

基金を管理する全部署（企業会計を除く）

4. 監査の範囲

「定額の資金を運用するための基金」である「田川市高額療養費支払資金貸付基金」を除く「財産を維持し、資金を積み立てるための基金」すべての22基金

5. 監査の期間

平成26年9月19日【金】から平成26年11月28日【金】まで

6. 監査の方法及び着眼点

(1) 監査の方法

①基金についての調査表による調査の実施。

②各所管課での実地監査の実施。

確認書類等・・・各基金台帳、収入及び支出伝票、起案文書等（平成23～25年度）

(2) 監査の着眼点

①基金の目的は明瞭であり、管理及び運用に係る方針を定めているか。

②現に保有している債券について、満期日到来日までに新規運用のための計画案を作成しているか。

③基金等に係る収入・支出の記録は適切に行われているか。

④基金の設置目的に沿った運用を行っているか。

⑤基金の積立及び取崩しの手続きは適正に行われているか。

⑥ふるさと寄附金の活用状況はどうなっているか。

⑦市民への周知のあり方はどうなっているか。

第2 監査の結果

1. 基金の概要について

(1) 基金の定義

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。(地方自治法第241条第1項)

基金は、地方公共団体において任意に設置することができ、その設置は条例によらなければならないとされています。

基金は、次の2種類に大別することができます。

積立基金・・・特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの
運用基金・・・特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの

基金は、特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならないし(同法第241条第2項)、また基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、総計予算主義の建前から、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならないとされています。(同法第241条第4項)

このほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例で定めなければならないとされています。(同法第241条第8項)

本市においては、田川市財務規則第51条の規定により、基金の管理に関する事務は、当該基金の主管課に所管させることとし、財政課長は、基金の管理及び運用の適正を期するため、それらの事務を統一し、必要な調整を行うこととなっています。

2. 基金条例等の見直しについて

(1)改正前の基金条例の種類

本市が設置している基金については、次のとおり8つの条例が制定され、管理運用されていました。

- ・田川市基金条例(育英事業基金、財政調整基金、職員退職手当基金等10基金を規定)
- ・田川市減債基金条例
- ・田川市益金運用基金条例
- ・田川市特定農業施設管理基金条例
- ・田川市国民健康保険財政安定化基金条例
- ・田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金条例
- ・田川市高額療養費支払資金貸付基金条例
- ・田川市近代化産業遺産保存活用基金条例

(2)運用上の問題点

「田川市基金条例」については、条文中で10基金を明示し、その取扱いを規定しているが、目的

や処分の方法等が明記されておらず、基金条例の体をなさないものとなっていました。また、財政調整基金としての位置づけのもと、条例規定のない基金も存在していました。（市立病院改築基金、廃棄物処理施設基金）運用面では、基金所管課における基金台帳の不備、繰替運用の実態を所管課が把握していないなどの問題点もありました。

(3)見直しの概要

①田川市基金条例

この条例により設置している基金については、個別に条例を制定し、同条例を廃止することとしました。なお、財政調整基金の中に設置されている市立病院改築基金は廃止し、廃棄物処理施設基金については、所管課を環境対策課として、新たに条例を制定しました。

②田川市益金基金条例

この条例については、一定の原資から発生する益金をもって各事業を行うものとして、4基金（ふるさと人づくり基金、高齢者等保健福祉基金、文化振興基金、ふるさと水と土保全基金）が規定され、各目的に応じた運用がなされてきました。

しかしながら、運用収益のみを財源として各事業が実施できていない状況であることから、この4基金についても取崩し型の積立基金として個別に条例を制定することとしました。

③新たな基金の創設に伴う新条例

- ・田川市さわやかまちづくり基金条例（P23 参照）
- ・田川市地域雇用創出推進基金条例（P24 参照）

これらの条例の整備に伴って、田川市財務規則、田川市事務分掌規則等の改正も行われ、平成 22 年 4 月 1 日施行となり、現在に至っています。

【改正前】

所管課	基金名	条例
財政課	財政調整基金	田川市基金条例
	財政調整基金（市立病院改築基金）	
	財政調整基金（廃棄物処理施設基金）	
学校教育課	育英事業基金	
財政課	職員退職手当基金	
	炭鉱住宅改良事業基金	
	公共施設整備基金	
	公共施設管理基金	
	下水道施設整備基金	
水道課	休日救急医療事業基金	
	水道事業施設整備基金	
水道課	水道事業水源補償準備基金	
財政課	田川市減債基金	
総合政策課	ふるさと人づくり基金	田川市益金運用基金条例
健康福祉課	高齢者等保健福祉基金	
文化課	文化振興基金	
農政課	ふるさと水と土保全基金	
土木課	田川市特定農業施設管理基金	田川市特定農業施設管理基金条例
保険課	田川市国民健康保険財政安定化基金	田川市国民健康保険財政安定化基金条例
商工労政課	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金条例
保険課	田川市高額医療費支払資金貸付基金	田川市高額医療費支払資金貸付基金条例
文化課	田川市近代化産業遺産保存活用基金	田川市近代化産業遺産保存活用基金条例

【改正後】

所管課	基金名	新条例	備考
財政課	田川市財政調整基金	田川市財政調整基金条例	
—	財政調整基金（市立病院改築基金）	—	廃止
環境対策課	田川市廃棄物処理施設基金	田川市廃棄物処理施設基金条例	
学校教育課	田川市育英事業基金	田川市育英事業基金条例	
—	職員退職手当基金	—	廃止
建築住宅課	田川市市営住宅基金	田川市市営住宅基金条例	
—	公共施設整備基金	—	財政調整基金へ統合
—	公共施設管理基金	—	
都市計画課 （現：下水道推進課）	田川市下水道施設整備基金	田川市下水道施設整備基金条例	
保険課 （現：健康福祉課）	田川市休日救急医療事業基金 （現：田川市急患医療事業基金）	田川市休日救急医療事業基金条例 （現：田川市急患医療事業基金条例）	
水道課	田川市水道事業施設整備基金	田川市水道事業施設整備基金条例	
—	田川市水道事業水源補償準備基金	—	田川市水道事業施設整備基金へ統合
財政課	田川市減債基金	田川市減債基金条例	現行のまま
総合政策課	田川市ふるさと人づくり基金	田川市ふるさと人づくり基金条例	益金運用基金から積立基金に変更
健康福祉課	田川市高齢者等保健福祉基金	田川市高齢者等保健福祉基金条例	
文化課	田川市文化振興基金	田川市文化振興基金条例	
農政課	田川市ふるさと水と土保全基金	田川市ふるさと水と土保全基金条例	
土木課	田川市特定農業施設管理基金	田川市特定農業施設管理基金条例	現行のまま
保険課 （現：市民課）	田川市国民健康保険財政安定化基金	田川市国民健康保険財政安定化基金条例	現行のまま
商工労政課 （現：商工観光課）	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金条例	現行のまま
保険課 （現：市民課）	田川市高額医療費支払資金貸付基金	田川市高額医療費支払資金貸付基金条例	現行のまま
文化課 （現：世界記憶遺産推進室）	田川市近代化産業遺産保存活用基金	田川市近代化産業遺産保存活用基金条例	現行のまま
商工労政課 （現：企業・雇用対策課）	田川市地域雇用創出推進基金	田川市地域雇用創出推進基金条例	新設
総合政策課 （現：安全安心まちづくり課）	田川市さわやかまちづくり基金	田川市さわやかまちづくり基金条例	新設

※田川市水道事業施設整備基金、田川市高額医療費支払資金貸付基金については、今回の監査対象外

【平成22年4月1日以降に設置された基金】

所管課	基金名	条例
商工観光課	田川市平成筑豊鉄道経営安全化基金	田川市平成筑豊鉄道経営安全化基金条例
商工観光課	田川市バス路線維持・充実対策基金	田川市バス路線維持・充実対策基金条例
世界記憶遺産推進室	田川市世界記憶遺産保存活用基金	田川市世界記憶遺産保存活用基金条例
安全安心まちづくり課	田川市防災まちづくり基金	田川市防災まちづくり基金条例
学校教育課	田川市猪位金小中一貫校教育振興基金	田川市猪位金小中一貫校教育振興基金条例

3. 基金の運用について

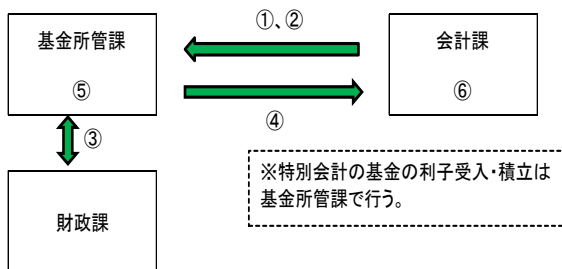
【各課の役割】

<p>基金所管課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の管理(積立、処分、運用) ・ 基金台帳(様式第34号)の整備 ・ 基金現況報告書(様式第35号)の作成(決算時) 	<p>財政課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の総括・調整 ・ 基金台帳の取りまとめ ・ 基金現況報告書のとりまとめ、会計管理者への報告(決算時) ・ 繰替運用の実施、繰替運用利率の決定 	<p>会計課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金の保管 ・ 繰替運用の依頼整備 ・ 基金所管課へ利子額の通知 ・ 預金先の決定(普通・定期等の決定を含む)
---	---	--

【基金の諸手続きのフローチャート】

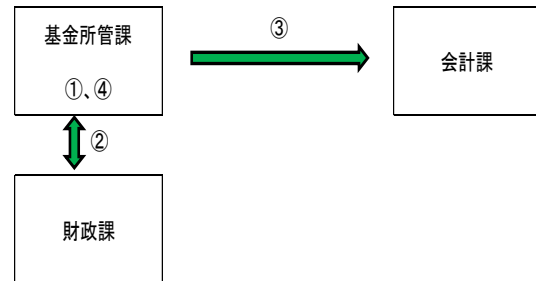
基金積立(利子積立)の流れ

- ① 預金、債券等及び繰替運用利子受入、調定伝票の起票
- ② 基金所管課へ預金、繰替運用利子額の通知
- ③ 利子の基金積立の決裁(財政課合議)
- ④ 基金積立通知書を会計課へ送付
- ⑤ 基金台帳に記載
- ⑥ 支出伝票(積立金の支出)の起票



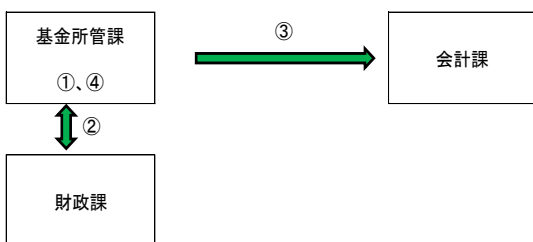
基金積立(利子積立以外)の流れ

- ① 積立金の予算措置
- ② 基金積立の決裁(財政課合議)
- ③ 基金積立通知書を会計課へ送付、支出伝票(積立金の支出)の起票
- ④ 基金台帳に記載



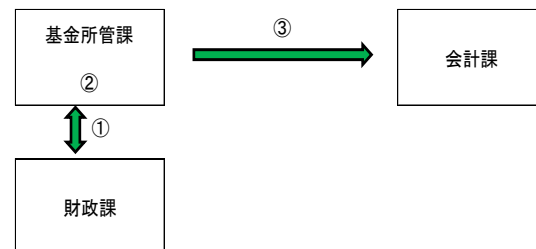
基金処分の流れ

- ① 基金処分の予算措置
- ② 基金処分の決裁
- ③ 基金処分通知書を会計課へ送付、調定伝票(繰入金の収入)の起票
- ④ 基金台帳に記載



基金運用の流れ

- ① 有価証券等購入についての決裁(財政課合議)
- ② 有価証券等購入についての入札の実施
- ③ 運用通知書により会計課へ運用を通知



(1)基金の運用状況

平成26年9月現在の基金の運用状況は以下のとおりとなっています。

(1-1) 基金の運用状況（平成26年9月現在）

基金名	基金額	運用種別	運用金額
田川市財政調整基金	2,582,981	定期預金	150,000
		決済用普通預金	1,432,981
		繰替運用	1,000,000
田川市減債基金	741,819	定期預金	34,000
		決済用普通預金	46,938
		債 券	660,881
田川市ふるさと人づくり基金	71,659	決済用普通預金	672
		債 券	70,987
田川市さわやかまちづくり基金	44,361	決済用普通預金	369
		債 券	43,992
田川市平成筑豊鉄道経営安定化基金	47,062	決済用普通預金	70
		債 券	46,992
田川市バス路線維持・充実対策基金	20,026	決済用普通預金	30
		債 券	19,996
田川市高齢者等保健福祉基金	426,484	決済用普通預金	709
		債 券	425,775
田川市廃棄物処理施設整備基金	1,046,709	定期預金	101,000
		決済用普通預金	15,876
		債 券	929,833
田川市地域雇用創出推進基金	87,623	決済用普通預金	639
		債 券	86,984
田川市特定農業施設管理基金	7,351,852	決済用普通預金	137,552
		債 券	7,214,300
田川市ふるさと水と土保全基金	21,067	定期預金	21,067
田川市市営住宅基金	455,478	定期預金	152,000
		決済用普通預金	33,527
		債 券	269,951
田川市下水道施設整備基金	1,680,242	決済用普通預金	10,251
		債 券	1,669,991
田川市育英事業基金	57,540	定期預金	57,540
田川市近代化産業遺産保存活用基金	5,364	決済用普通預金	365
		債 券	4,999
田川市文化振興基金	482,215	決済用普通預金	10,038
		債 券	472,177
田川市防災まちづくり基金	132,644	決済用普通預金	2,667
		債 券	129,977
田川市世界記憶遺産保存活用推進基金	3,017	決済用普通預金	18
		債 券	2,999
田川市猪位金小中一貫校教育振興基金	4,036	決済用普通預金	37
		債 券	3,999
田川市国民健康保険財政安定化基金	326,436	決済用普通預金	6,494
		債 券	319,942
田川市急患医療事業基金	155,568	決済用普通預金	5,595
		債 券	149,973
田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金	149,456	決済用普通預金	9,481
		債 券	139,975
合 計	15,893,640	定期預金	515,606
		決済用普通預金	1,714,310
		債 券	12,663,724
		繰替運用	1,000,000

(1-2) 25年度末との比較

(単位：千円)

運用種別	26年9月(A)	25年度末(B)	増減額C(A-B)
定期預金	515,606	406,606	109,000
決済用普通預金	1,714,310	7,545,955	-5,831,645
債券	12,663,724	7,844,300	4,819,424
繰替運用	1,000,000	—	1,000,000
計	15,893,640	15,796,861	96,779

平成26年9月現在の決済用普通預金は17億1,431万円で、平成25年度末に比べ、58億3,164万円の減となっています。債券は126億6,372万円で、平成25年度末に比べ、48億1,942万円の増となっています。これは、決済用普通預金の約32億円を国庫短期証券の短期運用に変更したことによるものです。

各基金条例において、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができると規定されています。(ただし、田川市近代化産業遺産保存活用基金においては、「金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」という規定のみ。)

基金の運用については、基金の所管課、会計課、財政課が十分に情報交換を行い、最適な運用の実施に努力してください。また、国庫短期証券の運用については、財政課が各基金所管課に運用可能額等の調査を行い、それを基に会計課と協議し、購入債券を決定しています。この結果、財政課で一括して運用決定の事務手続きを行い、運用決定額を各基金所管課に通知しています。今後も国庫短期証券の運用を積極的に行っていくのであれば、事務手続きについて、フローチャート等で明確にする必要があります。

(2)基金の繰替運用について

本来、基金は特定の目的に応じて確実かつ効率的に運用されなければならないが、基金条例において「繰替運用」と呼ばれる規定があれば、当該基金に属する現金に余裕がある場合において、当該基金の取り崩しではなく、条例で定める一定条件の下、地方公共団体の長の判断により歳計現金への繰替運用が認められています。

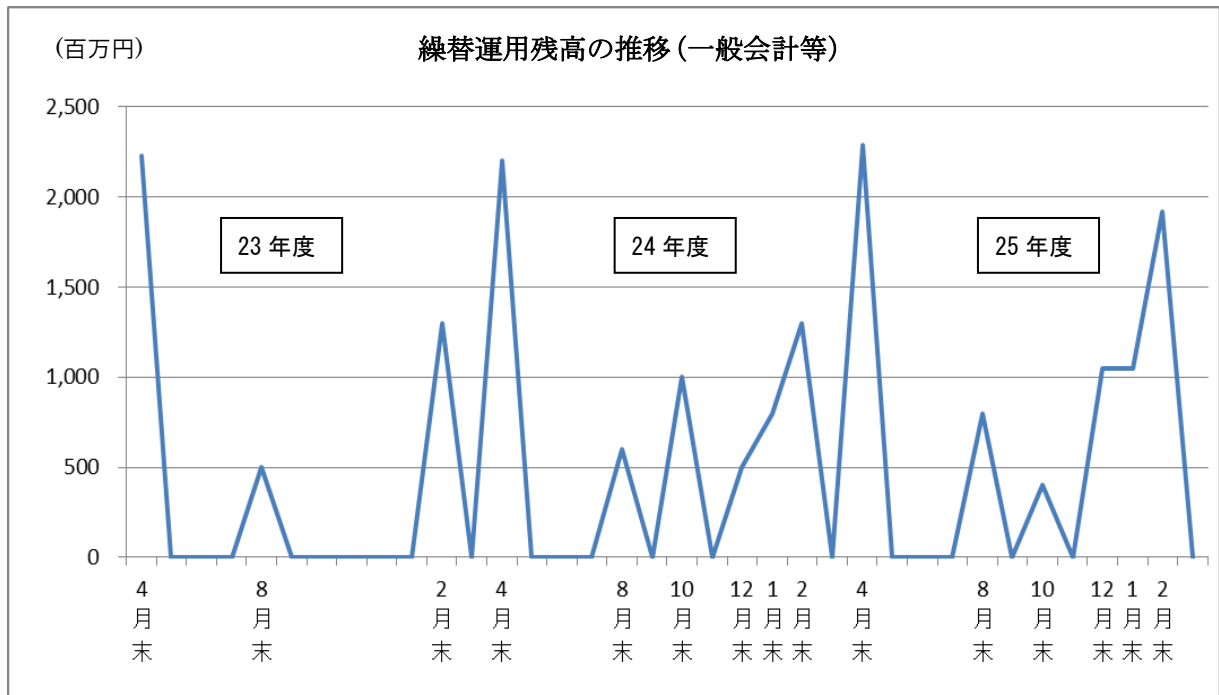
本市においては、田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金を除く21基金に「財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」との規定があります。

本市の繰替運用の状況は以下のとおりとなっています。

なお、平成26年度からは、財政課と会計課の協議により、繰替運用を行う基金は、財政調整基金及び減債基金のみとしています。

(2-1) 繰替運用の状況（一般会計等）

年度	借入日	返済日	借入 日数	借入金額 (単位：千円)	支払利子 (単位：円)	利率 (%)	基金名
23 年度	4月1日	4月11日	11	430,000	3,887	0.03	田川市財政調整基金
	4月1日	4月11日	11	190,000	1,717	0.03	田川市財政調整基金
	4月1日	4月11日	11	150,000	1,356	0.03	田川市財政調整基金
	4月1日	5月27日	57	400,000	18,739	0.03	田川市国民健康保険財政安定化基金
	4月1日	5月27日	57	500,000	23,424	0.03	田川市廃棄物処理施設整備基金
	4月1日	5月27日	57	200,000	9,369	0.03	田川市下水道施設整備基金
	4月1日	5月27日	57	270,000	12,649	0.03	田川市減債基金
	4月1日	5月27日	57	350,000	16,397	0.03	田川市財政調整基金
	4月1日	5月27日	57	240,000	11,243	0.03	田川市減債基金
	4月1日	5月27日	57	270,000	12,649	0.03	田川市市営住宅基金
	8月25日	9月6日	13	500,000	5,342	0.03	田川市廃棄物処理施設整備基金
	9月1日	9月6日	6	500,000	2,465	0.03	田川市財政調整基金
	2月27日	3月31日	34	900,000	20,958	0.025	田川市財政調整基金
	2月27日	3月31日	34	400,000	9,315	0.025	田川市国民健康保険財政安定化基金
	3月26日	3月31日	6	690,000	2,835	0.025	田川市廃棄物処理施設整備基金
3月26日	3月31日	6	210,000	863	0.025	田川市市営住宅基金	
24 年度	4月1日	5月25日	55	900,000	33,904	0.025	田川市財政調整基金
	4月1日	5月25日	55	690,000	25,993	0.025	田川市廃棄物処理施設整備基金
	4月1日	5月25日	55	210,000	7,910	0.025	田川市市営住宅基金
	4月1日	5月25日	55	400,000	15,068	0.025	田川市国民健康保険財政安定化基金
	8月21日	9月12日	23	100,000	1,575	0.025	田川市財政調整基金
	8月31日	9月12日	13	500,000	4,452	0.025	田川市財政調整基金
	10月19日	11月30日	43	400,000	11,780	0.025	田川市財政調整基金
	10月31日	11月30日	31	600,000	12,739	0.025	田川市財政調整基金
	12月21日	3月31日	101	400,000	27,671	0.025	田川市財政調整基金
	12月25日	3月31日	97	100,000	6,643	0.025	田川市財政調整基金
	1月21日	3月31日	70	300,000	14,383	0.025	田川市財政調整基金
	2月21日	3月31日	39	500,000	13,356	0.025	田川市財政調整基金
	3月1日	3月31日	31	490,000	10,404	0.025	田川市財政調整基金
	3月25日	3月31日	7	500,000	2,397	0.025	田川市廃棄物処理施設整備基金
25 年度	4月1日	5月30日	60	1,790,000	73,561	0.025	田川市財政調整基金
	4月1日	5月30日	60	500,000	20,547	0.025	田川市廃棄物処理施設整備基金
	8月20日	9月26日	38	600,000	15,616	0.025	田川市財政調整基金
	8月30日	9月26日	28	200,000	3,835	0.025	田川市財政調整基金
	10月31日	11月8日	9	400,000	2,465	0.025	田川市財政調整基金
	12月10日	3月31日	112	500,000	38,356	0.025	田川市財政調整基金
	12月24日	3月31日	98	100,000	6,712	0.025	田川市財政調整基金
	12月25日	3月31日	97	450,000	29,897	0.025	田川市財政調整基金
	2月14日	3月31日	46	500,000	15,753	0.025	田川市財政調整基金
	2月27日	3月31日	33	370,000	8,363	0.025	田川市財政調整基金
	3月19日	3月31日	13	500,000	4,452	0.025	田川市財政調整基金
	3月19日	3月31日	13	330,000	2,938	0.025	田川市減債基金
	3月19日	3月31日	13	370,000	3,294	0.025	田川市減債基金



(2-2) 繰替運用の状況(病院会計)

年度	借入日	返済日	借入 日数	借入金額 (単位：千円)	支払利子 (単位：円)	利率 (%)	基金名
23 年度	4月15日	4月28日	14	570,000	6,558	0.03	田川市財政調整基金
	4月28日	5月31日	34	680,000	19,002	0.03	田川市財政調整基金
	6月30日	7月29日	30	100,000	2,465	0.03	田川市地域雇用創出推進基金
	6月30日	7月29日	30	330,000	8,136	0.03	田川市財政調整基金
	7月29日	8月31日	34	100,000	2,794	0.03	田川市地域雇用創出推進基金
	7月29日	8月31日	34	400,000	11,178	0.03	田川市財政調整基金
	8月31日	9月30日	31	100,000	2,547	0.03	田川市地域雇用創出推進基金
	8月31日	9月30日	31	400,000	10,191	0.03	田川市財政調整基金
	9月30日	10月31日	32	100,000	2,191	0.025	田川市地域雇用創出推進基金
	9月30日	10月31日	32	500,000	10,958	0.025	田川市財政調整基金
	10月31日	11月30日	31	100,000	2,123	0.025	田川市地域雇用創出推進基金
	10月31日	11月30日	31	500,000	10,616	0.025	田川市財政調整基金
	11月30日	12月28日	29	100,000	1,986	0.025	田川市地域雇用創出推進基金
	11月30日	12月28日	29	500,000	9,931	0.025	田川市財政調整基金
	12月28日	1月31日	35	100,000	2,397	0.025	田川市地域雇用創出推進基金
	12月28日	1月31日	35	200,000	4,794	0.025	田川市財政調整基金
	1月31日	2月29日	30	100,000	2,054	0.025	田川市地域雇用創出推進基金
	1月31日	2月29日	30	200,000	4,109	0.025	田川市財政調整基金
24 年度	2月29日	3月31日	32	100,000	2,123	0.025	田川市地域雇用創出推進基金
	2月29日	3月31日	32	300,000	6,369	0.025	田川市財政調整基金
	4月13日	4月27日	15	100,000	1,027	0.025	田川市地域雇用創出推進基金
	4月13日	4月27日	15	300,000	3,082	0.025	田川市財政調整基金
	4月27日	5月31日	36	100,000	2,397	0.025	田川市地域雇用創出推進基金
	4月27日	5月31日	36	300,000	7,191	0.025	田川市財政調整基金
5月31日	6月29日	30	400,000	8,219	0.025	田川市財政調整基金	
6月29日	7月31日	33	100,000	2,260	0.025	田川市財政調整基金	

4. ふるさと寄附金について

本市では、ふるさと寄附金の使途は、8通りの中から自由に選択できるようになっています。このうち、6基金において、積み立てや関連事業への活用ができるようになっています。平成23～25年度のふるさと寄附金の基金への編入状況は以下のとおりとなっています。

(単位：円)

年 度		23年度	24年度	25年度
16款寄附金収入（決算額）		5,085,890	6,468,964	12,670,408
上記寄附金のうちふるさと寄附金		535,000	1,166,000	1,820,000
ふるさと寄附金のうち基金への編入金額		535,000	776,000	1,173,000
内 訳	田川市世界記憶遺産保存活用推進基金		175,000	83,000
	田川市ふるさと人づくり基金			110,000
	田川市さわやかまちづくり基金	535,000	601,000	840,000
	田川市防災まちづくり基金			30,000
	田川市高齢者等保健福祉基金			80,000
	田川市ふるさと水と土保全基金			30,000

※ 25年度のふるさと寄附金のうち、基金に積立すべき額は1,538,000円であるが、1～3月に寄附された365,000円は26年度に積立予定。

なお、ふるさと寄附金については、本市のホームページで活用事業等の周知を図るとともに寄附の募集を行っています。

5. 田川市公金運用協議会について

本市の所有する現金について、安全かつ効率的な保管・管理のあり方を協議するため、田川市公金運用協議会を設置しています。協議会の協議事項として、田川市公金の保管・運用方針に関する事項や歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金の保管・管理に関する事項等が掲げられています。

また、田川市公金の保管・運用方針によれば、「現保有の債券の満期日到来前までに所管課が作成した新規運用計画を協議会に諮り、その運用方法等についての決定を受けること」、「保有している債券については、常に市場情報を収集し、より有利な運用を協議会に提案すること」と定められています。

協議会は、平成24年5月以降、開催されていませんでした。

資金運用を行っていくうえで、協議会において、運用状況の報告とともに毎年度の資金管理計画等について協議を行い、それに沿って調和のとれた資金運用を行えるような仕組みとなるよう協議会のあり方について見直しを検討することを要望します。

第3 各基金の概要等

1. 田川市財政調整基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市財政調整基金
管理担当課・係	財政課財政係
基金設置の経緯	地方財政法第4条の3の規定に基づき、年度間の財源調整を実施するために設置した。
設置年月日	昭和39年4月1日
設置期限	なし
設置目的	経済不況等による大幅な税収減によって収入が不足したり、災害の発生による多額の経費の支出が必要になるなどの不測の事態に備えるため。
根拠法令	地方財政法第4条の3、第4条の4 地方自治法第241条 田川市財政調整基金条例
処分等の規定	<p>【条例第6条】</p> <p>(1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。</p> <p>(2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。</p> <p>(3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた財源に充てるとき。</p> <p>(4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。</p> <p>(5) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。</p>

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	1,842,226	350	300,000	0	310,000	0	3月31日	1,832,576
							(5月31日	1,832,576)
24	1,832,576	204	450,000	0	0	0	3月31日	2,282,780
							(5月31日	2,282,780)
25	2,282,780	202	300,000	0	0	0	3月31日	2,582,981
							(5月31日	2,582,981)

その他積立の内訳は、決算剰余金であり、平成23年度の処分の内訳は、財政調整のための取崩しである。

2. 田川市減債基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市減債基金
管理担当課・係	財政課財政係
基金設置の経緯	市債の将来の償還財源に備えるために設置した。
設置年月日	昭和 54 年 3 月 9 日
設置期限	なし
設置目的	市債の将来の償還財源に備えるため。
根拠法令	地方自治法第 241 条 田川市減債基金条例
処分等の規定	<p>【条例第 6 条】</p> <p>(1) 経済事情の変動等により財源が不足する場合において、市債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(2) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(3) 市債の償還額が他の年度に比して多額となる年度において市債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(4) 市債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可されたものの償還財源に充てるとき。</p>

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高
		増加			減少		
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他	
23	740,947	60	0	0	0	0	3月31日 741,008
							(5月31日 741,008)
24	741,008	518	0	0	0	0	3月31日 741,526
							(5月31日 741,526)
25	741,526	289	0	0	0	0	3月31日 741,815
							(5月31日 741,815)

3. 田川市市営住宅基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市市営住宅基金
管理担当課・係	建築住宅課住宅政策係
基金設置の経緯	<p>本市は、昭和 48 年度から住宅地区改良法に基づく住宅地区改良事業に着手しているが、当時、市内の総世帯数の 3 割に相当する 6,130 戸もの炭鉱住宅が存在しており、改良事業の推進によって、将来、改良住宅の維持管理費の増大について問題が発生することが予想されたことから、改良事業の安定的な管理運営を目的とし、昭和 52 年度に田川市基金条例に基づく一基金として炭鉱住宅改良事業基金を設置したものである。</p> <p>なお、平成 22 年 4 月 1 日からは田川市市営住宅基金条例に基づき、田川市市営住宅基金に名称変更の上、引き続き管理運用を行っている。</p>
設置年月日	昭和 53 年 3 月 14 日
設置期限	なし
設置目的	市営住宅等の整備又は管理する経費に充当するため。
根拠法令	地方自治法第 241 条 田川市市営住宅基金条例
処分等の規定	【条例第 6 条】 市営住宅及びその共同施設の整備又は管理に要する経費に充てる場合

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	498,371	493	0	0	45,000 (22年度分)	0	3月31日 453,864 (5月31日 453,864)	
24	453,864	694	0	0	0	0	3月31日 454,558 (5月31日 454,558)	
25	454,558	687	0	0	0	0	3月31日 455,244 (5月31日 455,244)	

平成 23 年度の処分の内訳は、事業費に充当するための繰入金である。(決算年度は平成 22 年度)

4. 田川市育英事業基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市育英事業基金
管理担当課・係	学校教育課学校教育係
基金設置の経緯	田川市育英事業運用基金蓄積のため、東京学舎敷地売却代金を元に基金を設置した。
設置年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
設置期限	なし
設置目的	経済的理由により、高等学校以上の学校に就学することが困難な者への奨学金の貸与を行う「田川市育英事業」に要する経費に充てるため。
根拠法令	地方自治法第 241 条 田川市育英事業基金条例
処分等の規定	【条例第 6 条】 育英事業に要する経費の財源に充てる場合

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高
		増加			減少		
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他	
23	65,148	25	0	0	5,200 (22年度分)	0	3月31日 59,973 (5月31日 59,973)
24	59,973	15	0	0	0	0	3月31日 59,988 (5月31日 57,375)
25	59,988	12	0	0	2,460 (24年度分)	0	3月31日 57,528 (5月31日 57,540)

平成 23、25 年度の処分の内訳は、事業費に充当するための繰入金である。(決算年度は平成 22、24 年度)

(3)基金を充当した事業の状況

(単位：千円)

年度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
24	育英資金貸付事業	27,058	2,460	0	0	24,598

平成 23、25 年度については充当した事業はありません。

5. 田川市下水道施設整備基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市下水道施設整備基金
管理担当課・係	下水道推進課下水道推進係
基金設置の経緯	平成3年度当時、生活環境施設の改善及び公衆衛生の向上を図るためには、下水道施設の整備が大きな残された課題とされていた。しかし、当時の本市の財政状況では、下水道事業の実施が困難な状況にあった。 このことから、将来の下水道施設整備に向けた財源の蓄積を図ることを目的とし、下水道施設の整備事業を円滑かつ計画的に推進するため、田川市基金条例を一部改正し、新たに当該基金を設置した。
設置年月日	平成4年3月12日
設置期限	なし
設置目的	下水道施設の整備に要する経費に充てるため。
根拠法令	地方自治法第241条 田川市下水道施設整備基金条例
処分等の規定	【条例第6条】 下水道施設の整備に要する経費の財源に充てる場合

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	602,417	249	130,000	0	0	0	3月31日	732,666
							(5月31日	732,666)
24	732,666	7,075	580,000	0	0	18,860	3月31日	1,300,881
							(5月31日	1,300,881)
25	1,300,881	14,049	287,267	0	0	0	3月31日	1,602,196
							(5月31日	1,602,196)

その他積立の内訳は、繰替運用の繰戻しである。平成24年度の減少（その他）の内訳は、債券購入による償還差損である。

6. 田川市ふるさと人づくり基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市ふるさと人づくり基金
管理担当課・係	総合政策課政策推進係
基金設置の経緯	昭和 63 年度に交付された国からのふるさと創生基金 1 億円に市費 1 億円を加えて 2 億円とし、平成元年にその内の 2 千万円で「ふるさと創生モニュメント」を建設、残額の 1 億 8 千万円を「ふるさと人づくり基金」として設置した。
設置年月日	平成 2 年 3 月 15 日
設置期限	なし
設置目的	郷土愛に富んだ誇れるふるさとの創生を目指した人づくり事業の推進を図るため。
根拠法令	地方自治法第 241 条 田川市ふるさと人づくり基金条例 田川市ふるさと人づくり基金条例施行規則
処分等の規定	【規則第 2 条】 (1) 教育・文化の振興に関する事業 (2) スポーツの振興に関する事業 (3) 国際交流の推進に関する事業 (4) その他市長が特に必要と認める事業

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	76,156	0	0	0	0	0	3月31日 76,156 (5月31日 76,156)	
24	76,156	57	0	0	0	0	3月31日 76,213 (5月31日 74,131)	
25	76,213	41	110	0	2,082 (24年度分)	0	3月31日 74,283 (5月31日 71,659)	

平成 25 年度のその他積立の内訳は、ふるさと寄附金であり、処分の内訳は、事業費に充当するための繰入金である。(処分の決算年度は平成 24 年度)

なお、平成 25 年度分の基金の処分については出納整理期間に行われたため、基金台帳上は平成 26 年度に記載されている。

(3)基金を充当した事業の状況

(単位：千円)

年度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
24	休日学習推進事業費 (学校教育課担当)	2,123	2,082	0	0	42
25	休日学習推進事業費 (学校教育課担当)	2,692	2,624	0	0	68

平成 23 年度については充当した事業はありません。

7. 田川市高齢者等保健福祉基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市高齢者等保健福祉基金
管理担当課・係	健康福祉課高齢介護係
基金設置の経緯	高齢者等保健福祉基金は、高齢者、障害者及び児童の保健福祉の向上及び推進を目的とする事業を同基金の運用益をもって実施するために益金運用基金として設置された。基金条例等の見直しに伴い、平成22年4月1日から取崩し型の積立基金に変更となった。
設置年月日	平成4年3月24日
設置期限	なし
設置目的	高齢者、障害者及び児童の保健福祉の向上及び推進を目的とする事業に要する経費に充てるため。
根拠法令	地方自治法第241条 田川市高齢者等保健福祉基金条例 田川市高齢者等保健福祉基金条例施行規則
処分等の規定	【規則第2条】 (1) 高齢者の在宅福祉の普及及び向上を推進する事業 (2) 健康及び生きがいづくりを推進する事業 (3) ボランティア活動の活性化を推進する事業 (4) 障害者の社会参加と自立促進に寄与する事業 (5) 児童福祉の向上に寄与する事業 (6) その他市長が特に必要と認める事業

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	423,356	6,490	0	867	5,424	427	3月31日	424,861
					(22年度分)		(5月31日)	420,221
24	424,861	5,636	50	0	4,640	92	3月31日	425,815
					(23年度分)		(5月31日)	422,314
25	425,815	5,553	90	0	3,501	0	3月31日	427,956
					(24年度分)		(5月31日)	425,311

平成24、25年度のその他積立の内訳は、寄附金である。(平成25年度は、ふるさと寄附金も含まれている。)また、処分の内訳は、事業費に充当するための繰入金である。(決算年度は前年度)なお、平成25年度分の基金の処分については出納整理期間に行われたため、基金台帳上は平成26年度に記載されている。

平成23、24年度の減少(その他)の内訳は、債券購入による償還差損である。

(3)基金を充当した事業の状況

(単位：千円)

年度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
23	緊急通報体制等整備事業	2,840	2,790	0	0	50
	在宅高齢者介護手当経費	1,850	1,850	0	0	68
24	緊急通報体制等整備事業	3,559	3,502	0	0	58
25	緊急通報体制等整備事業	2,676	2,646	0	0	30

8. 田川市文化振興基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市文化振興基金
管理担当課・係	文化課文化係
基金設置の経緯	文化振興基金は、文化の振興を目的とした事業を同基金の運用益をもって実施するために益金運用基金として設置された。基金条例等の見直しに伴い、平成22年4月1日から取崩し型の積立基金に変更となった。
設置年月日	平成3年12月12日
設置期限	なし
設置目的	文化の振興を目的とする事業に要する経費に充てるため。
根拠法令	地方自治法第241条 田川市文化振興基金条例
処分等の規定	【条例第6条】 文化の振興を目的とする事業に要する経費の財源に充てる場合

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	511,628	7,889	0	0	7,888 (22年度分)	0	3月31日	511,629
							(5月31日)	503,741)
24	511,629	4,583	0	0	7,888 (23年度分)	0	3月31日	508,324
							(5月31日)	495,048)
25	508,324	4,151	0	0	13,276 (24年度分)	0	3月31日	499,199
							(5月31日)	482,215)

処分の内訳は、事業費に充当するための繰入金である。(決算年度は前年度)

なお、平成25年度分の基金の処分については出納整理期間に行われたため、基金台帳上は平成26年度に記載されている。

(3)基金を充当した事業の状況

(単位：千円)

年度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
23	美術館企画展事業費	15,870	7,428	0	6,637	1,804
	文化振興事業費	993	460	0	533	0
24	美術館企画展事業費	13,903	12,676	0	0	1,227
	文化振興事業費	1,133	600	0	533	0
25	美術館企画展事業費	19,436	16,684	0	0	2,752
	文化振興事業費	853	300	0	553	0

9. 田川市ふるさと水と土保全基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市ふるさと水と土保全基金
管理担当課・係	農政課農業振興係
基金設置の経緯	平成5年度農林水産省構造改善局の主施策の1つとして、中山間地域における土地改良施設及び土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地の多面的機能を、将来にわたって良好に発揮させていくために不可欠な集落共同活動の強化と、これと通じた集落機能の活性化を図るため、基金を造成しその収入益をもって事業を行うことを目的に創設された。
設置年月日	平成5年9月28日
設置期限	なし
設置目的	農村地域における土地改良施設機能を適正に発揮させるための集落共同活動の強化に対する支援事業並びに農林業の活性化及び振興事業の財源に充てる。
根拠法令	地方自治法第241条 田川市ふるさと水と土保全基金条例 田川市ふるさと水と土保全基金条例施行規則
処分等の規定	【規則第2条】 (1) 集落共同活動の強化及び地域住民の意識向上のための推進事業 (2) 農林業の活性化及び振興を図るための支援事業 (3) その他市長が特に必要と認める事業

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他積立	その他	処分	その他		
23	21,020	40	0	0	120	0	3月31日	20,940
							(5月31日	20,940)
24	20,940	0	0	0	0	0	3月31日	20,940
							(5月31日	20,983)

25	20,940	108 (うち54 24年度分)	30	0	11 (24年度分)	0	3月31日	21,067
		(5月31日 21,067)						

平成25年度の利子積立のうち、54千円は平成24年度分である。また、その他積立の内訳は、ふるさと寄附金である。平成23、25年度の処分の内訳は、事業費に充当するための繰入金である。(平成25年度の決算年度は平成24年度)

(3)基金を充当した事業の状況 (単位：千円)

年度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
23	農業交流事業費	600	120	0	0	480
24	農業交流事業費	540	11	0	0	529

平成25年度については充当した事業はありません。

10. 田川市特定農業施設管理基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市特定農業施設管理基金
管理担当課・係	土木課土木管理係
基金設置の経緯	臨時石炭鉱害復旧法及び河川法に基づく事業で特定農業施設が設置されたが、時限立法である臨時石炭鉱害復旧法が平成13年度をもって失効することになった。田川市は当該施設の引き受け及び管理基金の引き受け、維持管理することとなり、それに伴い田川市特定農業施設管理基金が設置された。
設置年月日	平成14年3月11日
設置期限	なし
設置目的	特定農業施設の維持管理のため。
根拠法令	地方自治法第241条 田川市特定農業施設管理基金条例 田川市特定農業施設管理基金条例施行規則
処分等の規定	【条例第7条】 特定農業施設の維持管理のため (対象となる特定農業施設については規則に規定あり)

(2)基金の残高増減表 (単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	7,180,526	107,715	0	3,451	20,781 (22年度分)	40,675	3月31日	7,230,235
					(5月31日 7,211,481)			
24	7,230,235	91,884	0	0	18,755 (23年度分)	142	3月31日	7,303,222
					(5月31日 7,281,446)			
25	7,303,222	93,389	0	3,963	21,776 (24年度分)	0	3月31日	7,378,799
					(5月31日 7,343,871)			

平成 23、25 年度の増加（その他）の内訳は、債券購入による償還差益である。

また、処分の内訳は、事業費に充当するための繰入金である。（決算年度は前年度）

なお、平成 25 年度分の基金の処分については出納整理期間に行われたため、基金台帳上は平成 26 年度に記載されている。

平成 23、24 年度の減少（その他）の内訳は、債券購入のための取崩し及び償還差損である。

(3)基金を充当した事業の状況

(単位：千円)

年 度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
23	特定農業施設管理事業	18,755	18,755	0	0	0
24	特定農業施設管理事業	21,776	21,776	0	0	0
25	特定農業施設管理事業	34,928	34,928	0	0	0

11. 田川市近代化産業遺産保存活用基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市近代化産業遺産保存活用基金
管理担当課・係	世界記憶遺産推進室
基金設置の経緯	<p>旧三井田川鉱業所伊田竪坑櫓、同第一・第二煙突（二本煙突）、ならびに石炭・歴史博物館所蔵資料は、日本の近代化を支えた貴重な産業遺産であり、そのうち伊田竪坑櫓と二本煙突は、平成 19 年、国登録有形文化財として登録されるなど、その価値が全国的に評価されており、本市としては、まちづくりの重要な素材としてその適正な保存に努め、活用を推進している。</p> <p>しかしながら、伊田竪坑櫓と二本煙突については、竣工後 100 年を超える建造物であり、今後も大小の規模での補修等が予想されるなど、将来的に多額の経費が見込まれており、本市の財政状況を鑑みると維持管理に係る財源を確保しておく必要がある。</p> <p>したがって、その財源確保を目的とし、平成 20 年、田川市近代化産業遺産保存活用基金条例を制定した。</p>
設置年月日	平成 20 年 9 月 26 日
設置期限	なし
設置目的	本市の貴重な文化財である近代化産業遺産の保存活用を図り、市民とともにまちづくりを行うことを目的とする。
根拠法令	地方自治法第 241 条 田川市近代化産業遺産保存活用基金条例 田川市近代化産業遺産保存活用基金条例施行規則
処分等の規定	<p>【条例第 5 条】</p> <p>本市の貴重な文化財である近代化産業遺産の保存活用のための事業に充てる場合（対象となる近代化産業遺産については規則に規定あり）</p>

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	5,449	1	413	0	237 (22年度分)	0	3月31日 5,627 (5月31日 5,550)	
24	5,627	4	4	0	77 (23年度分)	0	3月31日 5,557 (5月31日 5,461)	
25	5,557	3	0	0	96 (24年度分)	0	3月31日 5,464 (5月31日 5,364)	

平成 23、24 年度のその他積立の内訳は、寄附金である。(募金も含む)

また、処分の内訳は、事業費に充当するための繰入金である。(決算年度は前年度)

なお、平成 25 年度分の基金の処分については出納整理期間に行われたため、基金台帳上は平成 26 年度に記載されている。

(3)基金を充当した事業の状況

(単位：千円)

年度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
23	石炭歴史博物館維持管理費	24,769	77	0	0	24,692
24	石炭歴史博物館維持管理費	24,116	96	0	9,348	14,672
25	石炭歴史博物館維持管理費	15,580	99	0	6,737	8,743

12. 田川市廃棄物処理施設整備基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市廃棄物処理施設整備基金
管理担当課・係	環境対策課環境政策係
基金設置の経緯	廃棄物処理施設整備基金は、新ごみ焼却場建設に伴う一般会計負担に資するためという目的で財政調整基金の中に設置されたが、基金条例等の見直しに伴い、平成 22 年 4 月 1 日から財政調整基金から分離し、新たに条例を制定することとなった。
設置年月日	平成 22 年 4 月 1 日
設置期限	なし
設置目的	廃棄物処理施設の整備等に要する経費に充てるため、設置する。
根拠法令	地方自治法第 241 条 田川市廃棄物処理施設整備基金条例
処分等の規定	【条例第 6 条】 本市が実施し、又は経費の一部を負担する廃棄物処理施設の整備等に要する経費の財源に充てる場合

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	882,857	102	54,582	0	0	0	3月31日	937,541
							(5月31日	937,541)
24	937,541	72	66,635	0	0	0	3月31日	1,004,248
							(5月31日	1,004,248)
25	1,004,248	524	47,068	0	5,145	0	3月31日	1,046,695
							(5月31日	1,046,695)

その他積立の内訳は、ごみ処理手数料収入である。

また、平成25年度の処分の内訳は、事業費に充当するための繰入金である。

(3)基金を充当した事業の状況

(単位：千円)

年度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
25	新ごみ処理施設建設事業費 (新ごみ処理施設建設室担当)	17,298	5,145	0	0	12,153

平成23、24年度については充当した事業はありません。

13. さわやかまちづくり基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市さわやかまちづくり基金
管理担当課・係	安全安心まちづくり課市民協働推進係
基金設置の経緯	少子高齢化、情報化社会の進展に伴い、市民の生活環境が以前より変化している。こうした状況を背景に、誰もが安心して暮らせるまちづくりを達成するためには地域で献身的に活動するNPOやボランティア団体と協働で地域課題を解決していくことが重要であり、現在活動中のNPO・ボランティア団体への支援や協働のまちづくり事業の推進を図ることを目的として本基金が設置された。
設置年月日	平成22年4月1日
設置期限	なし
設置目的	市民との協働等によるまちづくり事業の推進を図るため設置された。
根拠法令	地方自治法第241条 田川市さわやかまちづくり基金条例 田川市さわやかまちづくり基金条例施行規則
処分等の規定	【規則第2条】 (1) 地域ボランティア活動の普及促進に関する事業 (2) さわやかご意見箱の活性化に関する事業 (3) TAGAWA コールマイン・フェスティバルの実施に関する事業 (4) その他市長が特に必要と認める事業

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	10,609	8	12,737	0	2,566	0	3月31日	20,788
							(5月31日	20,788)
24	20,788	13	13,174	0	2,801	0	3月31日	31,174
							(5月31日	31,174)
25	31,174	19	13,862	0	0	0	3月31日	45,055
							(5月31日	44,361)

その他積立の内訳は、寄附金（ふるさと寄附金含む）及び新市町村振興宝くじ交付金（平成23年度のみ）である。

また、平成23、24年度の処分の内訳は、事業費に充当するための繰入金である。

なお、平成25年度分の基金の処分については出納整理期間に行われたため、基金台帳上は平成26年度に記載されている。

(3)基金を充当した事業の状況

(単位：千円)

年度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
23	観光推進事業費 (商工観光課担当)	13,076	2,000	0	11,045	31
	市民活動活性化推進事業費	568	566	0	2	0
24	観光推進事業費 (商工観光課担当)	13,978	2,000	0	11,928	51
	市民活動活性化推進事業費	824	801	0	23	0
25	市民活動活性化推進事業費	712	674	0	38	0
	さわやかご意見箱活性化事業費 (総合政策課担当)	20	20	0	0	0

14. 田川市地域雇用創出推進基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市地域雇用創出推進基金
管理担当課・係	企業・雇用対策課雇用対策係
基金設置の経緯	国は平成21年度普通交付税の算定費目に「地域雇用創出推進費」を新設し、本市には1億2千万円が基準財政需要額に算入された。これを活用した地域雇用の創出に資する事業を、各自治体において複数年に渡り取り組むよう要請があった。この「地域雇用創出推進費」が普通交付税における臨時費目として制定された趣旨及び本市の雇用情勢に対処し、雇用及び就業の機会の創出推進を目的とする事業に要する経費に充てるため基金を設置した。
設置年月日	平成22年4月1日
設置期限	なし

設置目的	本市の雇用情勢に対処し、雇用及び就業の機会の創出推進を目的とする事業に要する経費に充てるため。
根拠法令	地方自治法第 241 条 田川市地域雇用創出推進基金条例 田川市地域雇用創出推進基金条例施行規則 田川市地域雇用創出推進基金助成金交付要綱
処分等の規定	<p>【規則第 2 条】</p> <p>(1) 田川市企業の誘致及び育成に関する条例第 7 条に規定する雇用促進奨励金</p> <p>(2) 公道や公共施設敷地内の除草作業、剪定等を民間企業、特定非営利活動法人等に委託する事業のうち、雇用及び就業機会の創出・提供若しくは維持する事業</p> <p>(3) 田川市内に居住する者が、国・福岡県が実施する公共職業訓練を受講する際、必要となる教科書代や工具代等の必要な経費及び検定試験受験料等の経費の助成事業</p> <p>(4) 田川市内に居住する失業者等が、再就職に繋がる資格及び免許の取得に係る受験料の助成事業</p> <p>(5) 田川市内に居住する失業者等が、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供するため、本市における臨時職員又は嘱託職員を任用する事業</p> <p>(6) その他市長が必要と認める雇用及び就業機会の創出・推進に関する事業</p>

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	120,128	21	0	0	8,473 (22年度分)	0	3月31日 111,677 (5月31日 101,620)	
24	111,677	79	0	0	10,057 (23年度分)	0	3月31日 101,699 (5月31日 93,242)	
25	101,699	52	0	0	8,457 (24年度分)	0	3月31日 93,294 (5月31日 87,623)	

処分の内訳は、事業費に充当するための繰入金である。(決算年度は前年度)

なお、平成 25 年度分の基金の処分については出納整理期間に行われたため、基金台帳上は平成 26 年度に記載されている。

(3)基金を充当した事業の状況

(単位：千円)

年度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
23	地域雇用創出推進事業	10,097	10,057	0	40	0
24	地域雇用創出推進事業	8,481	8,457	0	20	4
25	地域雇用創出推進事業	5,715	5,671	0	44	0

15. 田川市平成筑豊鉄道経営安定化基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市平成筑豊鉄道経営安定化基金
管理担当課・係	商工観光課広域観光交通係
基金設置の経緯	過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）の一部改正により、過疎法が6年間（平成22年4月1日から平成28年3月31日まで）延長され、さらに、従来ハード事業に対してのみ発行が認められていた過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）がソフト事業に対しても認められることとなった。また、新たに基金を創設し過疎債を財源とし基金を積み立てることによって、過疎法終了後の平成28年度以降についても、積み立てた基金を活用し事業に充てることが可能となったため。
設置年月日	平成23年3月3日
設置期限	なし
設置目的	平成筑豊鉄道株式会社の経営の安定化を図り、住民の日常的な移動のための交通手段として平成筑豊鉄道の維持及び確保することを目的とする事業に要する経費に充てるため。
根拠法令	地方自治法第241条 田川市平成筑豊鉄道経営安定化基金条例
処分等の規定	【条例第6条】 平成筑豊鉄道株式会社の経営の安定化を図り、住民の日常的な移動のための交通手段として平成筑豊鉄道の維持及び確保することを目的とする事業（過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により定めた過疎地域自立促進計画に掲げる事業に限る。）に要する経費の財源に充てる場合

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	47,000	0	0	0	0	0	3月31日	47,000
							(5月31日 47,000)	
24	47,000	35	0	0	0	0	3月31日	47,035
							(5月31日 47,035)	
25	47,035	26	0	0	0	0	3月31日	47,061
							(5月31日 47,061)	

16. 田川市バス路線維持・充実対策基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市バス路線維持・充実対策基金
管理担当課・係	商工観光課広域観光交通係
基金設置の経緯	過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）の一部改正により、過疎法が6年間（平成22年4月1日から平成28年3月31日まで）延長され、さらに、従来ハード事業に対してのみ発行が認められていた過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）がソフト事業に対しても認められることとなった。また、新たに基金を創設し過疎債を財源とし基金に積み立てることによって、過疎法終了後の平成28年度以降についても、積み立てた基金を活用し事業に充てることが可能となったため。
設置年月日	平成23年3月3日
設置期限	なし
設置目的	本市のバス路線の維持及び充実を図り、住民の日常的な移動のための交通手段を確保することを目的とする事業に要する経費に充てるため。
根拠法令	地方自治法第241条 田川市バス路線維持・充実対策基金条例
処分等の規定	【条例第6条】 本市のバス路線の維持及び充実を図り、住民の日常的な移動のための交通手段を確保することを目的とする事業（過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により定めた過疎地域自立促進計画に掲げる事業に限る。）に要する経費の財源に充てる場合

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	20,000	0	0	0	0	0	3月31日	20,000
							(5月31日	20,000)
24	20,000	15	0	0	0	0	3月31日	20,015
							(5月31日	20,015)
25	20,015	11	0	0	0	0	3月31日	20,026
							(5月31日	20,026)

17. 田川市防災まちづくり基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市防災まちづくり基金
管理担当課・係	安全安心まちづくり課防災安全対策室
基金設置の経緯	<p>昭和 48 年 4 月に設立された「福岡県市町村災害共済基金組合」は、災害時に関する費用に充てるため、県内の市町村が互助共済の方式によって行う積立金に関する事務を共同処理していたが、近年、国の災害に対する財政支援措置が充実されたことから、平成 24 年度末を以って解散することとなった。</p> <p>基金組合の解散に伴い、同組合構成市町村の納付額を基に財産処分が行われ、本市は 136,282,308 円が配分された。</p> <p>この配分金を活用し、本市の更なる防災・減災対策等に資する事業の安定的な財源の確保を目的として本基金が設置された。</p>
設置年月日	平成 25 年 3 月 29 日
設置期限	なし
設置目的	田川市地域防災計画に定める、災害の予防、応急対策及び復旧対策事業等に要する経費に充てるため。
根拠法令	地方自治法第 241 条 田川市防災まちづくり基金条例
処分等の規定	<p>【条例第 6 条】</p> <p>田川市地域防災計画に定める、災害の予防、応急対策及び復旧対策事業等に要する経費の財源に充てる場合</p>

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	—	—	—	—	—	—	3 月 31 日 — (5 月 31 日 —)	
24	0	0	135,000	0	0	0	3 月 31 日 135,000 (5 月 31 日 135,000)	
25	135,000	75	30	0	0	0	3 月 31 日 135,105 (5 月 31 日 132,644)	

その他積立の内訳は、平成 24 年度は福岡県市町村災害共済基金組合解散に伴う財産処分金の積立で、平成 25 年度はふるさと寄附金である。

平成 25 年度分の基金の処分については出納整理期間に行われたため、基金台帳上は平成 26 年度に記載されている。

(3)基金を充当した事業の状況

(単位：千円)

年度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
25	防災体制充実事業	3,874	2,461	0	0	1,413

平成 23、24 年度については充当した事業はありません。

18. 田川市世界記憶遺産保存活用基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市世界記憶遺産保存活用推進基金
管理担当課・係	世界記憶遺産推進室
基金設置の経緯	平成 23 年 9 月、「山本作兵衛氏の炭坑の記録画並びに記録文書の保存・活用等検討委員会」を設置し、ユネスコ世界記憶遺産に登録された「山本作兵衛コレクション」の今後の保存のあり方や有効活用等について検討をおこなった。検討の結果、今後、この検討結果に基づく当該コレクションの保存・活用を推進するための資金調達が必要不可欠であり、そのための基金を創設する必要があることが提言された。このことを受け、平成 24 年 4 月 1 日、田川市世界記憶遺産保存活用推進基金条例を制定した。
設置年月日	平成 24 年 4 月 1 日
設置期限	なし
設置目的	ユネスコ世界記憶遺産に登録された山本作兵衛氏の炭坑の記録画並びに記録文書の保存、活用等の推進を目的とする事業に要する経費に充てるため。
根拠法令	地方自治法第 241 条 田川市世界記憶遺産保存活用推進基金条例
処分等の規定	【条例第 6 条】 世界記憶遺産に登録された山本作兵衛氏の炭坑の記録画並びに記録文書の保存、活用等の推進を目的とする事業に要する経費の財源に充てる場合

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	—	—	—	—	—	—	3 月 31 日	—
							(5 月 31 日	—)
24	0	0	979	0	0	0	3 月 31 日	979
							(5 月 31 日	979)
25	979	1	2,039	0	0	0	3 月 31 日	3,018
							(5 月 31 日	3,018)

平成 24、25 年度のその他積立の内訳は、寄附金（募金、ふるさと寄附金含む）及び記録集売上金の一部（平成 25 年度のみ）である。

19. 田川市猪位金小中一貫校教育振興基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市猪位金小中一貫校教育振興基金
管理担当課・係	学校教育課学校教育係
基金設置の経緯	平成 25 年 10 月、マルボシ酢（株）会長 星野 宗広氏より、平成 26 年 4 月に開校する猪位金小中一貫校の教育振興のために役立ててほしい旨の現金 700 万円の寄附があり、それを概ね 10 年をかけて活用するため、基金により安定的な財源を確保することが必要となったため。
設置年月日	平成 25 年 12 月 18 日
設置期限	当該基金がなくなるまで（概ね平成 35 年度末）
設置目的	猪位金小中一貫校における教育の振興に役立てるため。
根拠法令	地方自治法第 241 条 田川市猪位金小中一貫校教育振興基金条例
処分等の規定	【条例第 6 条】 猪位金小中一貫校における教育の振興を目的とする事業に要する経費の財源に充てる場合

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	—	—	—	—	—	—	3 月 31 日	—
							(5 月 31 日	—)
24	—	—	—	—	—	—	3 月 31 日	—
							(5 月 31 日	—)
25	0	0	7,000	0	0	0	3 月 31 日	7,000
							(5 月 31 日	4,036)

平成 25 年度のその他積立の内訳は、寄附金である。

平成 25 年度分の基金の処分については出納整理期間に行われたため、基金台帳上は平成 26 年度に記載されている。

(3)基金を充当した事業の状況

(単位：千円)

年度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
25	小中一貫校設備整備等事業費	14,112	2,964	0	0	11,148

平成 23、24 年度については充当した事業はありません。

20. 田川市国民健康保険財政安定化基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市国民健康保険財政安定化基金
管理担当課・係	市民課保険係
基金設置の経緯	<p>それまで赤字財政であった国民健康保険特別会計が平成4年度の決算において剰余金を生ずることとなった。しかしながら、年々増加する医療費などを踏まえ、安定的な財政運営を行うとともに、将来の国保財政基盤確立のため基金を創設することとなった。</p> <p>また、厚生省において、国保財政の安定、強化の観点から基金保有額の目標を「過去3か年における保険給付費の平均年額の5%以上に相当する額」との指導があった。</p>
設置年月日	平成5年9月28日
設置期限	なし
設置目的	田川市国民健康保険事業の円滑な運営を図るため。
根拠法令	地方自治法第241条 田川市国民健康保険財政安定化基金条例
処分等の規定	<p>【条例第5条】</p> <p>国保会計に属する保険の給付に要する費用、介護納付金に要する費用又は保健事業に要する費用に充てる場合</p>

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	420,844	28	0	0	0	0	3月31日	420,872
							(5月31日	420,872)
24	420,872	330	0	0	0	0	3月31日	421,202
							(5月31日	421,202)
25	421,202	234	0	0	0	0	3月31日	421,436
							(5月31日	326,436)

平成25年度分の基金の処分については出納整理期間に行われたため、基金台帳上は平成26年度に記載されている。

(3)基金を充当した事業の状況

(単位：千円)

年度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
25	国民健康保険特別会計	6,325,438	95,000	0	1,324,958	4,905,481

平成23、24年度については充当した事業はありません。

21. 田川市急患医療事業基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市急患医療事業基金
管理担当課・係	健康福祉課保健センター
基金設置の経緯	休日救急医療事業基金は、前年度繰越金の一部を積み立てることによって、将来の「田川地区休日救急医療センター」における医療機器の購入や施設の改修に伴う経費に充当するために設置した。平成22年10月1日から施設名が「田川地区急患センター」に変更になったことに伴い、基金名についても「急患医療事業基金」に変更となった。
設置年月日	平成22年4月1日（田川市休日救急医療事業基金条例の施行日。当該基金の設置年月日は不明）
設置期限	なし
設置目的	田川地区急患センターの施設及び設備の整備又は医療用機器の購入に要する経費に充てるため。
根拠法令	地方自治法第241条 田川市急患医療事業基金条例
処分等の規定	【条例第6条】 田川地区急患センターの施設及び設備の整備又は医療用機器の購入に要する経費の財源に充てる場合

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	108,672	0	17,000	0	0	0	3月31日	125,672
							(5月31日)	123,898)
24	125,672	92	17,000	0	1,775 (23年度分)	0	3月31日	140,990
							(5月31日)	140,990)
25	140,990	78	14,500	0	0	0	3月31日	155,568
							(5月31日)	155,568)

その他積立の内訳は、決算剰余金である。

また、平成24年度の処分の内訳は、事業費に充当するための繰入金である。（決算年度は平成23年度）

(3)基金を充当した事業の状況

(単位：千円)

年度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
23	一般管理費	106,492	1,775	0	0	104,717

平成24、25年度については充当した事業はありません。

22. 田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金

(1)基金の概要

基金の名称	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金
管理担当課・係	商工観光課広域観光交通係
基金設置の経緯	平成筑豊鉄道の老朽化により、輸送高度化（近代化）設備整備計画に基づき、車両や施設整備等の更新及び充実を図る。また、地震や台風等による災害復旧を行う。セメント輸送の廃止や利用者数の減少による平成筑豊鉄道の経営安定化を図るために、平成筑豊鉄道へ補助金を交付する。
設置年月日	平成元年 3 月 28 日
設置期限	なし
設置目的	伊田線、糸田線、田川線（以下、「田川三線」という。）の沿線地域の交通体系の整備及び九州旅客鉄道株式会社に代わり田川三線の交通事業を営む平成筑豊鉄道株式会社の経営助成等を行う。
根拠法令	地方自治法第 241 条 田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金条例 田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金からの平成筑豊鉄道株式会社に対する助成金に関する事務処理要領
処分等の規定	【条例第 6 条】 (1) 田川三線沿線地域の交通体系整備又はその環境整備のための経費に充てるとき。 (2) 平成筑豊鉄道株式会社の前事業年度において、その経営する交通事業に係る経常損失額の補てんに要する経費（経常損失額について、国の補助がある場合にあっては、当該補助額を控除した額）に充てるとき。 (3) 平成筑豊鉄道株式会社の車両、施設整備等の更新及び充実に要する経費に充てるとき。 (4) 平成筑豊鉄道株式会社の災害復旧等に要する経費に充てるとき。 (5) その他前各号に準じる経費に充てるとき。

(2)基金の残高増減表

(単位：千円)

年度	前年度末 現在高	本年度中増減額					当年度末現在高	
		増加			減少			
		利子積立	その他 積立	その他	処分	その他		
23	86,216	0	58,572	0	43,317 (22年度分)	0	3月31日 101,471 (5月31日 62,231)	
24	101,471	31	45,874	0	39,240 (23年度分)	0	3月31日 108,136 (5月31日 108,136)	
25	108,136	64	32,370	0	439	0	3月31日 140,129 (5月31日 140,129)	

その他積立の内訳は、振興資金償還金（平成 23、24 年度）及び経営安定化負担金、決算剰余金（平成 24、25 年度）である。

また、処分の内訳は、事業費に充当するための繰入金である。（平成 23、24 年度の決算年度は前

年度)

(3)基金を充当した事業の状況

(単位：千円)

年度	充当事業	事業費	財源内訳			
			基金	運用益	一般財源	その他
23	平成筑豊鉄道施設整備及び 災害復旧事業費補助金	247,790	39,240	0	0	208,550
25	平成筑豊鉄道近代化整備事業債 元金	2,616	439	0	0	2,176

平成24年度については充当した事業はありません。

第4. 指摘事項等

監査の着眼点に基づいて監査した結果は以下のとおりです。

1 共通の指摘事項

(1) 規則等の整備

ア 施行規則の整備

基金の設置は、地方自治法第241条第1項の規定により、特定の目的のために行われるものです。また、同条第8項の規定において、「その管理及び及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。」とされています。

全ての基金について条例が定められていましたが、施行規則を制定しているのは22基金のうち7基金でした。施行規則等で具体的な充当事業等を定め、設置目的に沿った運用を行っているか明確にする必要があります。

イ 事務分掌に関すること

各基金の事務分掌については、田川市事務分掌規則、田川市福祉事務所設置条例施行規則、田川市教育委員会事務局処務規則で規定しています。しかしながら、一部の基金について規則に定めのないものがありました。他の基金と同様に事務分掌規則等に規定し、担当部署を明らかにする必要があります。

また、田川市近代化産業遺産保存活用基金については、担当部署が文化課から世界記憶遺産推進室に変更になっているにもかかわらず、規則が従前のままとなっていましたので、早急に規則の改正を行ってください。

(2) 基金台帳の整備

田川市財務規則第56条の規定により、担当課長等は、所管する基金について基金台帳(様式第34号)を備えることとなっています。基金台帳については、すべての基金がエクセル形式で作成されていましたが、出納整理期間中の増減の記載年度や異動事由等の記載方法にバラつきがありました。記載の統一化を図るためにもマニュアル等の整備が必要です。

2 個別の指摘事項（実査による）

主な指摘事項等は以下のとおりです。

ア 起案文書について

指摘内容	対象基金	対象課・係
関係課の所属部長の合議がない	田川市高齢者等保健福祉基金	健康福祉課高齢介護係
	田川市国民健康保険財政安定化基金	市民課保険係
	田川市廃棄物処理施設整備基金	環境対策課環境政策係
	田川市地域雇用創出推進基金	企業・雇用対策課 雇用対策係
	田川市ふるさと水と土保全基金	農政課農業振興係
	田川市特定農業施設管理基金	土木課土木管理係
	田川市下水道施設整備基金	下水道推進課下水道推進係
	田川市育英事業基金	学校教育課学校教育係
	田川市猪位金小中一貫校教育振興基金	
	田川市文化振興基金	文化課
	田川市近代化産業遺産保存活用基金	世界記憶遺産推進室
	田川市世界記憶遺産保存活用推進基金	
決裁権者の不適切なものがある	田川市高齢者等保健福祉基金	健康福祉課高齢介護係
	田川市近代化産業遺産保存活用基金	世界記憶遺産推進室
会計管理者の合議がない	田川市廃棄物処理施設整備基金	環境対策課環境政策係
起案文書の記載内容に誤りがある	田川市育英事業基金	学校教育課学校教育係
	田川市文化振興基金	文化課
	田川市世界記憶遺産保存活用推進基金	世界記憶遺産推進室
取崩し中止の決裁がない	田川市市営住宅基金	建築住宅課住宅政策係

イ 基金台帳について

指摘内容	対象基金	対象課・係
基金台帳の記載内容に不備がある	田川市高齢者等保健福祉基金	健康福祉課高齢介護係
	田川市廃棄物処理施設整備基金	環境対策課環境政策係
	田川市急患医療事業基金	健康福祉課保健センター
	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金	商工観光課広域観光交通係
	田川市育英事業基金	学校教育課学校教育係
	田川市猪位金小中一貫校教育振興基金	
	田川市近代化産業遺産保存活用基金	世界記憶遺産推進室
	田川市世界記憶遺産保存活用推進基金	

ウ 寄附金について

指摘内容	対象基金	対象課・係
他の事業に充当されるべき寄附金が積み立てられていた	田川市近代化産業遺産保存活用基金	世界記憶遺産推進室

エ その他について

指摘内容	対象基金	対象課・係
支出伝票の件名に不適切なものがある	田川市急患医療事業基金	健康福祉課保健センター
規則に沿った取扱いをしていない	田川市近代化産業遺産保存活用基金	世界記憶遺産推進室
24年度までに制定予定の規則ができていない	田川市文化振興基金	文化課文化係
寄附採納報告書を提出していないものがある	田川市猪位金小中一貫校教育振興基金	学校教育課学校教育係
	田川市世界記憶遺産保存活用推進基金	世界記憶遺産推進室

第5. まとめ

田川市の公金の管理については田川市公金の保管・運用方針により、安全・確実を第一義とし、安全を確保した上で効率・有利を求めることを基本として運用されてきており、基金のうち長期運用ができるものについては債券による長期運用、他のものについては短期運用にて運用がなされています。

基金の原資を増やす手段として寄附金は有効ですが、中でもふるさと寄附金は、税の控除を受けられることにより寄附を促進する制度で、市の収入源として大いに期待されるところであります。平成25年度においては182万円のふるさと寄附金があり、そのうち約117万円が基金へ編入されている状況ですが、これらの拡充を図るための諸方策について、すでに担当課においては検討に着手したと聞いております。とりわけ、ホームページや広報誌等を活用した事業のピーアール促進や、積極的に全国からの寄附を募る方法等の早期充実を期待するものであります。

また、本市ではホームページで6つの基金をふるさと納税の受け皿として周知しているのみであり、基金全体についてはホームページの中で詳細な説明及び募集活動がなされておらず、市民を含む対外的な周知方法等について問題を残しています。それぞれの目的をもって基金を設置した以上、市民をはじめ多方面・広範囲に亘って基金の原資を増やすため不断の努力が不可欠であり、今後はこの点についての改善も期待されることです。